

令和2年度「OITA TECH WAVE」広報委託業務企画提案競技募集要項

本要項は、令和2年度「OITA TECH WAVE」広報委託業務を行うあたり、広く企画の提案者を公募し、契約者を選考するために定める。

1. 競技に付する事項

(1) 業務名

令和2年度「OITA TECH WAVE」広報委託業務

(2) 業務内容

別紙の仕様書のとおり

(3) 業務の履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

1,967,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2. 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 大分県内に事業所を有する企業・団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (5) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難され

- る関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 提案審査への応募

提案する委託業務について、以下のとおり応募すること。

(1) 提出書類

以下を各1部ずつ提出するものとする。紙のサイズはA4サイズとする。

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1） 【必須】
- ② 企画提案書（様式1別紙） 【必須】
- ③ 見積書（様式自由、実施予定の項目ごとにその単価、金額を記載。次年度の維持管理費用も参考に記載） 【必須】
- ④ 誓約書（様式2） 【必須】
- ⑤ 企画内容プレゼン書類（様式自由、10枚以内）

(2) 提出方法

下記提出先へ直接持参または簡易書留郵便等により提出すること。

※郵送等の場合、令和2年6月30日（火曜日）午後5時15分必着

(3) 提出期限

令和2年6月30日（火曜日）午後5時15分まで【必着】

(4) 提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎本館7階）
大分県商工観光労働部先端技術挑戦室

(5) 参加辞退

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式3）」を提出すること。

4. 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、Eメールにて令和2年6月24日午後5時までに照会すること。なお、Eメール送信した後、念のため、その旨を大分県商工観光労働部先端技術挑戦室（TEL：097-506-2062）へ、電話で連絡すること。

質問に対する回答は、受付後2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）以内に、大分県ホームページの以下の場所に掲載する。

(1) 質問提出先：大分県商工観光労働部先端技術挑戦室

E-mail：a14270@pref.oita.lg.jp

(2) 回答の場所

大分県ホームページ>組織から探す・所属一覧>商工観光労働部・先端技術挑戦室

5. 審査について

(1) 審査方法

提出された書類をもとに、別に定める提案競技審査委員会で審査し、予算の範囲内で優秀な提

案を選定する。

(2) 審査基準

- ・提案内容、事業実績等に照らして、ターゲットに対して訴求力の高い効果的なWEBサイト構築、SNS 広告運用、デザイン作成等が期待できるか。事業実施に対する独自の工夫がみられるか。
- ・事業費の見積もり（次年度以降の維持管理費用の見積もりを含む。）が適切かつ経済的であるか。
- ・実施体制、事業スケジュールが適切に計画されているか。実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。
- ・専門的な知識やノウハウを有しているか。

6. その他

- (1) 委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

7. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部先端技術挑戦室（担当：高倉）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

TEL 097-506-2062

FAX 097-506-1728

メール a14270@pref.oita.lg.jp